

# 改正ガス事業法の施行状況等にかかる 検証について

2020年10月20日

資源エネルギー庁

## 電気事業法等の一部を改正する等の法律における検証規定（ガス事業法関係）

- 2015年に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）において、改正法第五条（小売市場の全面自由化）及び第六条（導管部門の法的分離）の規定による**改正後のガス事業法の施行状況並びにエネルギー基本計画に基づく施策の実施状況及びガスの需給の状況、小売料金水準等**のガス事業を取り巻く状況に関する検証規定が設けられている。
- また、改正法において、導管部門の法的分離にあたってはLNGの調達並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に支障が生じないよう必要な施策を推進するものとされているところ、法的分離に際してこれらの点にかかる支障が生じないか、あわせて検証することとする。
- 第27回電力・ガス基本政策小委員会において、上記検証項目についての詳細な検討は熱供給事業法の施行状況に関する検証とあわせて本ワーキンググループにて行い、検証結果を電力・ガス基本政策小委員会に報告することとされた。

<電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）>

附則

第七十五条 政府は、第五条及び第六条の規定による改正後のガス事業法の施行の状況並びにガス事業に係る制度の抜本的な改革に係るエネルギー基本計画に基づく施策の実施の状況及びガスの需給の状況、ガスの小売に係る料金水準その他のガス事業を取り巻く状況について検証を行うとともに、その結果を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、第六条の規定による改正後のガス事業法の施行に当たっては、液化天然ガスの調達並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に支障が生じないよう必要な施策を推進するものとする。

第七十六条 政府は、第七条の規定による改正後の熱供給事業法の施行の状況について検証を行うとともに、その結果を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 第27回電力・ガス基本政策小委員会での議論概要（施行状況等の検証関係）

- 改正ガス事業法及び熱供給事業法の施行状況等に係る検証の進め方について議論を行った第27回電力・ガス基本政策小委員会では、委員等から、下記の趣旨の御意見を頂いた。

### 第27回電力・ガス基本政策小委員会（2020年7月28日）の議論：施行状況等の検証関連

- ガス小売全面自由化から3年が経過した2020年3月時点の新規ガス小売事業者の販売量シェアは約15%で、これは電力の小売全面自由化から3年が経過した時点の新電力販売量シェアと同様の水準。事業者の創意工夫によって、お客様のメリットにつながる新たなサービスや料金メニュー等も様々に出現している状況。一方で、都市ガスは電気と異なり、都市ガス同士の競合以前の問題として、全国各地の家庭用市場において、まずは都市ガスを選んでもらうためのエネルギー間の激しい競争が続いている。例えば直近の新築住宅市場において、ガスを全く使用しないオール電化住宅の割合が4割から6割程度となるエリアも多く存在する、といった調査結果もあるし、LPガス事業者が設備改修時期を捉えて、賃貸住宅オーナーへの営業攻勢を強め、都市ガスをLPガスに転換するといったケースもある。小売全面自由化後の競争状況等の検証に当たっては、こうした他のエネルギーとの競争状況なども参考にしていきたい。【オブザーバー】
- 電力の時と同じく、市場自由化全体の検証が行われるということを理解している。検証の終了のタイミングについては導管部門の分社化を控えて、2022年4月1日までに、ということを設定いただいているかと思うが、電力の時も送配電の分社化に当たって事業者側が様々な準備をするために十分な時間が取れるように、かなり前のタイミングでこの検証を終わらせていた。ガスについても同様に、導管部門の分社化される3社の社内外の手續に間に合うような形でスケジュールを進めていきたい。

# 検証の進め方

- 本WGにおいては、第27回電力・ガス基本政策小委員会で検討された下記の検証項目について、改正法第六条の施行前の検証として、委員のご意見をいただくこととしたい。
- 今回は「改正法の施行の状況」、「法的分離に当たって支障が生じないように推進する必要がある施策」及び「需給状況」についてご議論をいただきたい。 ※「需給状況」については次回も検証予定。

第27回電力・ガス基本政策小委員会（2020年7月28日）資料4-2 事務局資料より抜粋のうえ、一部加工

## 検証項目、進め方

- 主な検証項目としては以下のようなものが考えられるが、具体的な検証を進めるに当たっては、委員の皆様をはじめ関係者からのご意見をいただくこととしたい。
- 詳細な検証は自由化後のガス事業制度の在り方について専門的な見地から検討を行っている「ガス事業制度検討ワーキンググループ」にて行い、検証結果を本小委員会に報告する形としてはどうか。

## 検証項目（案）

### 1. 改正法の施行の状況

－小売全面自由化後の競争の状況 等

### 2. エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況

－利用形態の多角化及び天然ガス利用の促進の状況  
－改革と整合性を取って進める必要がある政策措置の検討 等

### 3. 需給状況

－足元までの需給の状況及びこれを踏まえて講じている対策 等

### 4. 小売料金の水準

－ガス小売料金の推移 等

### 5. その他のガス事業を取り巻く状況

－法的分離に向けた各種ルールを整備状況（行為規制等）  
－法的分離に向けた一般ガス導管事業者各社における対応状況（システム対応等） 等

### 6. 法的分離に当たって支障が生じないように推進する必要がある施策

－法的分離後のLNGの調達並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に関する見直し 等

今回の検証の範囲

## 電気事業法等の一部を改正する等の法律における検証規定 (熱供給事業法関係)

- 熱供給事業法についても、改正法の附則において検証規定が設けられている。
- エネルギー基本計画の記載も踏まえ、主な検証項目としては以下のようなものが考えられるが、具体的な検証を進めるに当たっては、委員の皆様をはじめ関係者からのご意見をいただくこととしたい。
- 改正法に基づく改正後の熱供給事業法の施行の状況についての検証も、ガス事業法の施行状況等にかかる検証と一体的に行う観点から、詳細な検証は「ガス事業制度検討ワーキンググループ」にて行い、検証結果を本小委員会に報告する形としてはどうか。

<電気事業法等の一部を改正する等の法律 (平成27年法律第47号) >

附則

第七十六条 政府は、第七条の規定による改正後の熱供給事業法の施行の状況について検証を行うとともに、その結果を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 検証項目 (案)

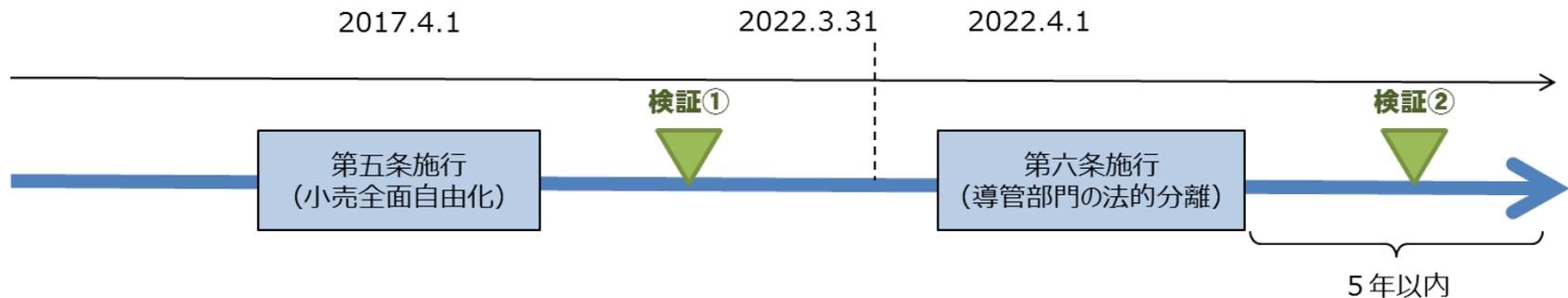
#### 1. 改正法の施行の状況

- 地産地消型でのエネルギーの面的利用の推進状況
- バイオマスや太陽熱、未利用熱などの再生可能エネルギー熱の有効活用状況 等

## 検証のスケジュール

- 改正法上検証の始期や期日は規定されていないが、電気事業法の施行状況等の検証の例を参考にしつつ、**第五条の施行状況等の検証を法第六条の施行までに完了**させるとともに、必要があると認めるときはその結果に基づいて法的分離が実施されるまでの間に必要な措置を講ずるものとしてはどうか。
- また、第六条の規定の施行後にもその施行状況等について検証を実施する必要があるところ、電気事業法の施行状況等の検証の例を参考に、**第六条の規定の施行後5年以内**に実施することとしてはどうか。

### 検証スケジュール (案)



## 検証の進め方

- 今後、本委員会においては、前回に引き続き、第3段階の施行前の検証について、有識者の知見をいただくこととしたい。
- 主な検証項目としては、以下のようなものが考えられるところ、今後の検証の進め方について、御議論をいただきたい。

### 想定される主な検証項目

1. 改正法の施行の状況
  - － 広域機関の活動状況
  - － 全面自由化後の競争の状況・卸市場の活性化の状況 等
2. エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況
  - － 改革後の電力システムを支える各種インフラの整備
  - － 改革と整合性を取って進める必要のある政策措置の検討 等
3. 需給状況
  - － 足元までの需給の状況及びこれを踏まえて講じている対策 等
4. 料金水準
  - － 小売電気料金の推移 等
5. その他の電気事業を取り巻く状況
  - － 法的分離に向けた各種ルールの整備状況(行為規制等)
  - － 法的分離に向けた旧一般電気事業者各社における対応状況(システム対応等) 等

## (参考) 電力・ガス基本政策小委員会における審議の状況

- 総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会においては、2018年9月に議論を開始し、本日を含め、合計7回にわたり議論を実施。

### (2018年)

- 9月18日 (第11回) : 検証の進め方
- 11月 8日 (第12回) : 法的分離に向けた事業者の対応状況
- 12月19日 (第14回) : 小売電気料金の推移

### (2019年)

- 2月 4日 (第15回) : 日本卸電力取引所 (JEPX) の活動状況
- 3月27日 (第16回) : 電力広域的運営推進機関の活動状況、エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況
- 4月26日 (第17回) : 足元までの需給の状況及びこれを踏まえて講じている対策、法的分離に向けた各種ルールの整備状況 (行為規制等)
- 5月28日 (第18回) : とりまとめ

# 目次

## I. 改正法の施行の状況

## II. 法的分離に当たって支障が生じないように推進する必要がある施策

## III. 需給状況

## ガスシステム改革の目的

- ガス事業は、従来、垂直統合の許可制とされ、小売やネットワークの維持・運用等を特定の事業者が地域独占的に行ってきた公益事業である。
- 1990年代以降、小売部門の部分自由化を進めており、価格交渉力のある大口需要へのガス供給について、基準となる需要量を段階的に引き下げながら、地域独占、料金規制を撤廃してきた。
- 2010年代に入り東日本大震災を契機とした電力システム改革が進められる中、ガスについても、以下の様な目的意識の下、小売市場の全面自由化等のガスシステム改革に取り組んできた。

### 1. 天然ガスの安定供給の確保

- ◆ ガス導管網の新規整備や相互接続により、災害時供給の強靱化を含め、天然ガスを安定的に供給する体制を整える。

### 2. ガス料金を最大限抑制

- ◆ 天然ガスの調達や小売サービスの競争を通じ、ガス料金を最大限抑制。

### 3. 利用メニューの多様化と事業機会拡大

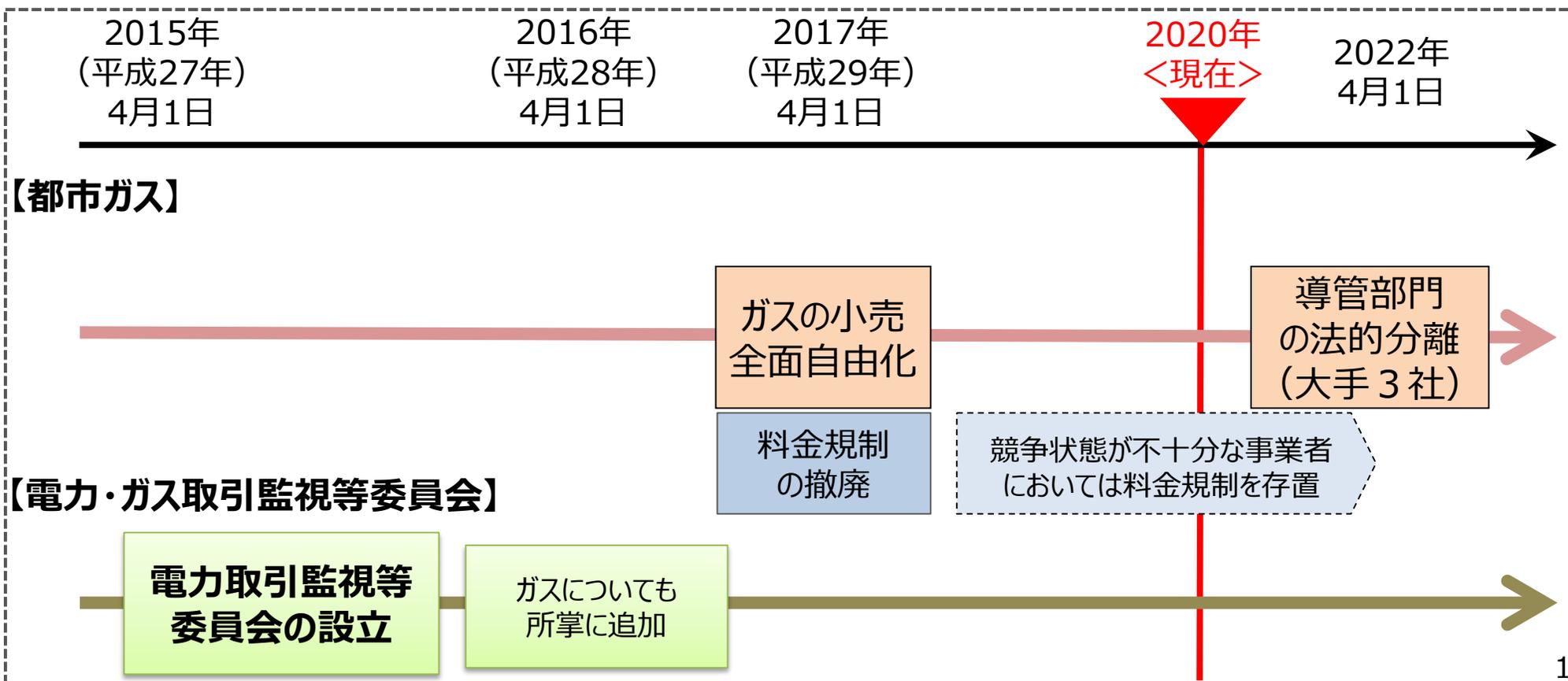
- ◆ 利用者が、都市ガス会社や料金メニューを多様な選択肢から選べるようにし、他業種からの参入、都市ガス会社の他エリアへの事業拡大等を通じ、イノベーションを誘発。

### 4. 天然ガス利用方法の拡大

- ◆ 導管網の新規整備、潜在的なニーズを引き出すサービス、燃料電池やコージェネレーションなど新たな利用方法を提案できる事業者の参入を促進。

# ガスシステム改革の進捗状況

- 2016年4月に、電力取引監視等委員会の所掌事項にガス事業に係る事項も追加し、電力・ガス取引監視等委員会に改称した。
- 2017年4月に小売全面自由化を実施し、原則として料金規制を撤廃。ただし他のガス小売事業者や他燃料事業者との間に十分な競争関係が認められない9事業者においては経過措置料金規制を存置している。
- 改正ガス事業法に基づき、2022年4月には大手一般ガス導管事業者3社の導管部門の法的分離を実施することとなっている。



# 競争の進展状況① 自由化後の小売事業者の登録状況

- 小売全面自由化後、これまでに82者がガス事業法に基づく「ガス小売事業」の登録を行っている。このうち、今回の自由化を機に、越境販売を含め、新たに一般家庭へ供給（予定を含む）しているのは、35者。（2020年10月20日時点）

## 電気事業者（7者）

- ・東北電力
- ・東京電力エナジーパートナー ※ 1
- ・中部電力ミライズ ※ 1
- ・関西電力 ※ 1
- ・四国電力
- ・九州電力 ※ 1
- ・北海道電力 ※ 1

## 旧一般ガス事業者（5者）

- ・東京ガス ※ 1
- ・日本瓦斯 ※ 1
- ・東彩ガス ※ 1
- ・東日本ガス ※ 1
- ・北日本ガス ※ 1

## L P ガス事業者（17者）

- ・河原実業 ※ 1
- ・レモンガス ※ 1
- ・サイサン ※ 1
- ・イワタニ長野
- ・赤間商会
- ・ガスパル ※ 1
- ・グリーンガス金沢
- ・有限会社ファミリーガス
- ・有限会社神崎ガス工業
- ・エネックス ※ 1
- ・三ツ輪商会
- ・藤森プロパン商会
- ・日東エネルギー ※ 1
- ・九石プロパンガス
- ・宮崎商事
- ・いちたかガスワン ※ 1
- ・丸新

（注1）旧一般ガス事業者及び旧簡易ガス事業者のうち、みなしガス小売事業者は除く。

（注2）事業譲渡の場合は除く。

※ 1 越境販売を含め新たに一般家庭へ供給（予定を含む）

※ 2 旧大口ガス事業者 年間ガス供給量 10万㎡以上の大口需要家へのガスの供給を行う者で、一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者に該当する者を除いた者

※ 3 旧ガス導管事業者 自らが維持し、及び運用する特定導管により、卸供給及び大口供給の事業を行う者のうち、一般ガス事業者や簡易ガス事業者に該当する者を除いた者

## 旧大口ガス事業者※2（20者）

- ・朝日ガスエナジー
- ・岩谷産業
- ・三菱ケミカル
- ・テツゲン
- ・仙台プロパン
- ・ネクストエネルギー
- ・上越エネルギーサービス
- ・東京ガスエンジニアリングソリューションズ
- ・北陸天然瓦斯興業
- ・合同資源
- ・鈴与商事
- ・鈴興
- ・富山グリーンフードリサイクル
- ・甲賀エナジー
- ・近畿エア・ウォーター
- ・小倉興産エネルギー
- ・熊本みらいエル・エヌ・ジー
- ・日本製鉄
- ・プログレッシブエナジー
- ・りゅうせき ※ 1

## 旧ガス導管事業者※3（9者）

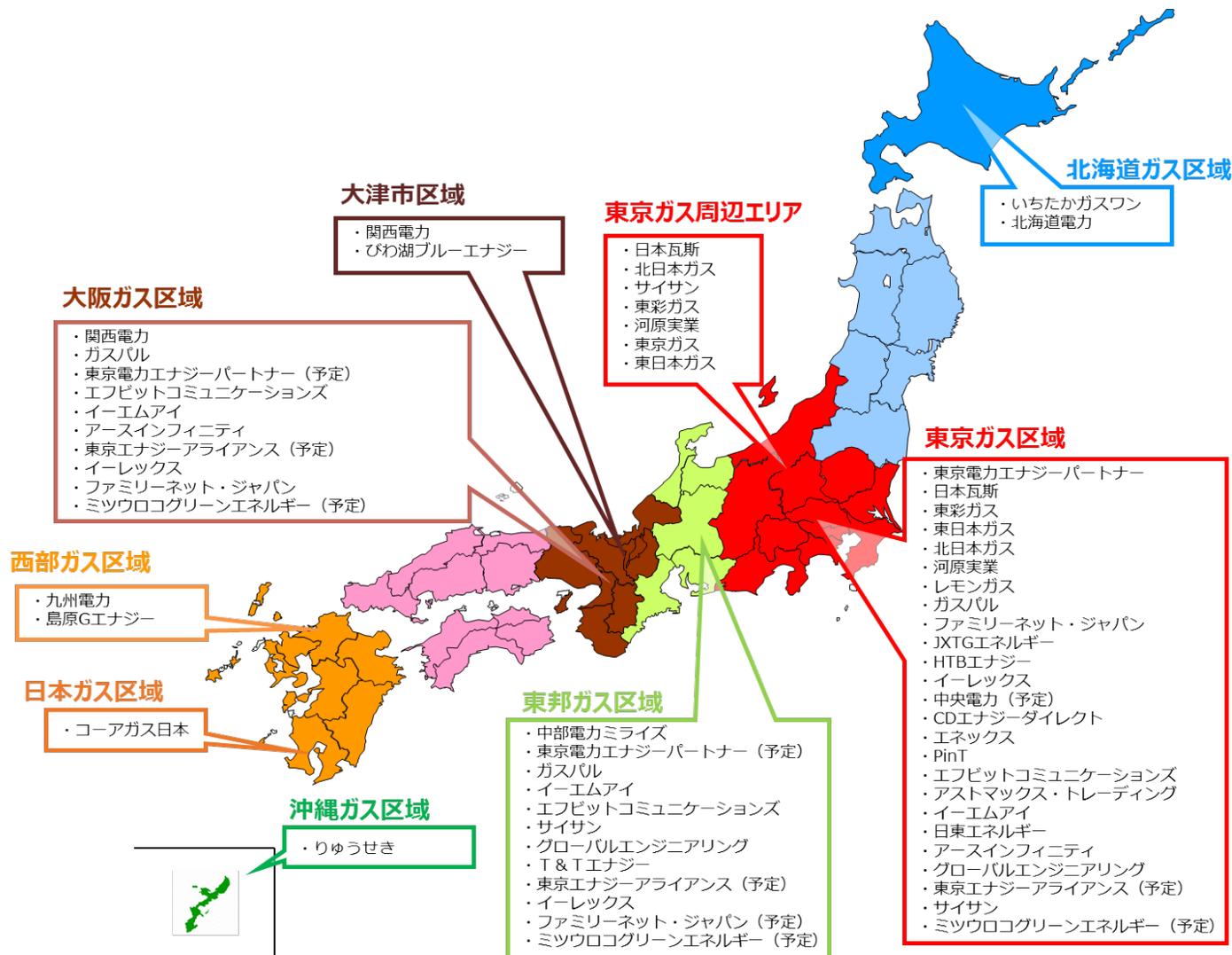
- ・ENEOS ※ 1
- ・石油資源開発
- ・国際石油開発帝石
- ・三愛石油
- ・南遠州パイプライン
- ・エア・ウォーター
- ・東北天然ガス
- ・エネロップ
- ・筑後ガス圧送

## その他の事業者（24者）

- ・日本ファシリティー・ソリューション
- ・豊富町
- ・ファミリーネット・ジャパン ※ 1
- ・HTBEナジー ※ 1
- ・イーレックス ※ 1
- ・中央電力 ※ 1
- ・CDIエナジーダイレクト ※ 1
- ・関電エネルギーソリューション
- ・PinT ※ 1
- ・エフビットコミュニケーションズ ※ 1
- ・アストマックス・トレーディング ※ 1
- ・イーエムアイ ※ 1
- ・CSIエナジーサービス
- ・びわ湖ブルーエナジー ※ 1
- ・島原GEエナジー ※ 1
- ・ひむかエルエヌジー
- ・アースインフィニティ ※ 1
- ・JERA
- ・テプロカスタマーサービス
- ・グローバルエンジニアリング ※ 1
- ・T&TEエナジー ※ 1
- ・東京エナジーアライアンス ※ 1
- ・ミツウロコグリーンエネルギー ※ 1
- ・伊藤忠エネクス

## 競争の進展状況② 家庭用供給における新規参入者の参入状況（区域別）

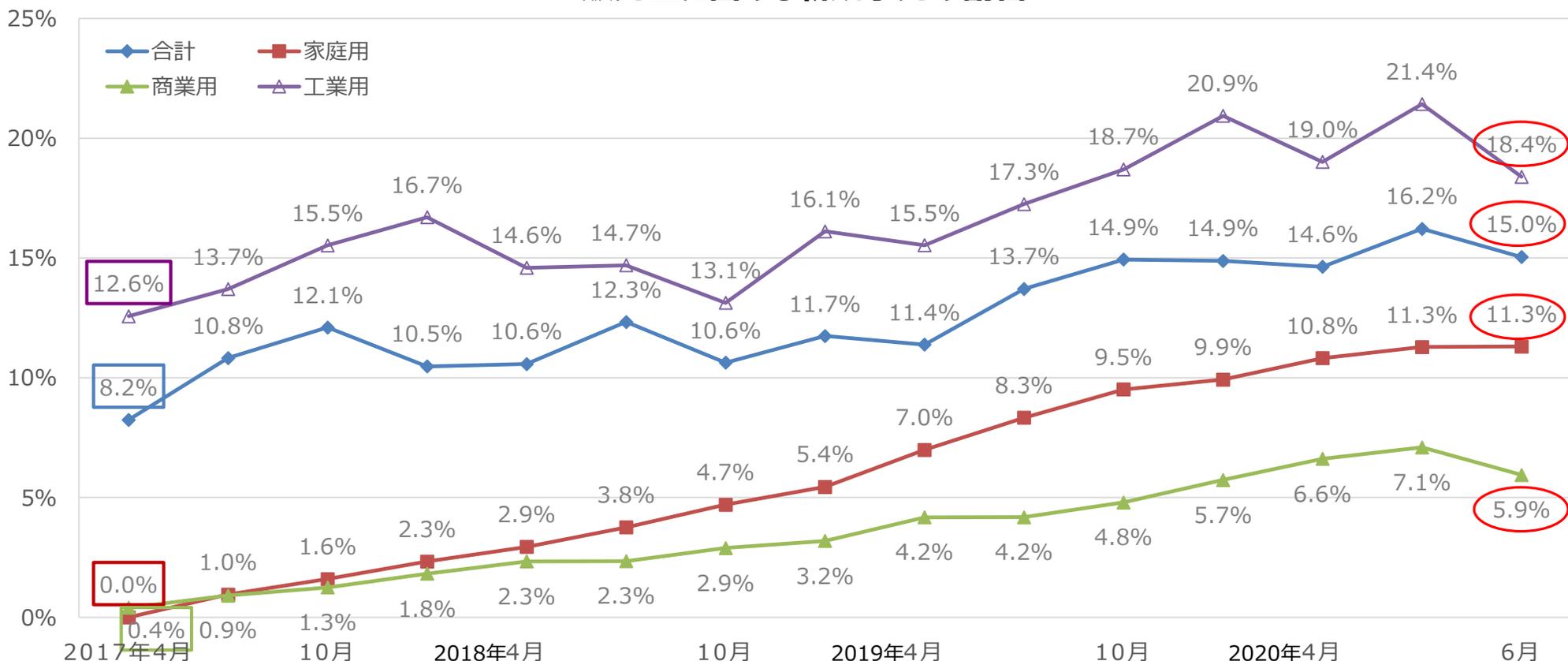
- 新たに一般家庭への供給（予定を含む。）を行っている新規参入者は、東京ガス区域が最も多く、8月には北海道ガス区域に北海道電力が、10月には東京ガス・大阪ガス・東邦ガス区域にミツウロコグリーンエネルギーが参入した。（2020年10月20日時点）



## 競争の進展状況③ 販売量における新規小売の動向

- 小売全面自由化以降、電気事業者、LPガス事業者、石油元売、鉄鋼等といった異業種の参入が進んでおり、これら**新規参入者のガス市場に占めるシェア**は、2017年4月の小売全面自由化当初の**8.2%**から**15.0%**（2020年6月時点）に拡大。
- 内訳としては、家庭用が+11.3%（0.0%→11.3%）、商業用が+5.5%（0.4%→5.9%）、工業用が+5.8%（12.6%→18.4%）の伸びとなっており、**いずれの用途においても都市ガス間競争が進展**。

### 販売量に占める新規小売の割合

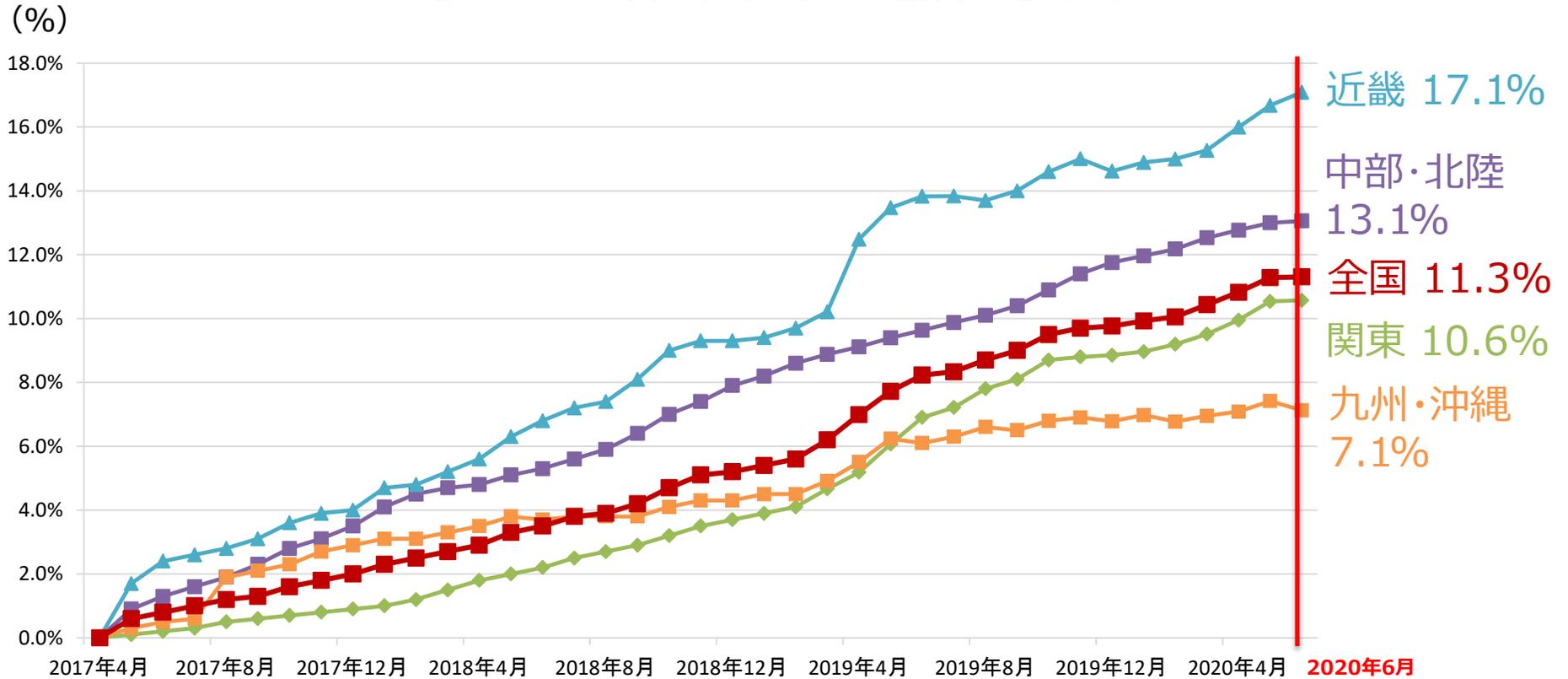


(出所)「ガス取引報2017年4月～2020年6月」(電力・ガス取引監視等委員会)より作成 ※ 新規小売には越境参入したみなし小売を含む。

## 競争の進展状況④ 家庭用の販売量における新規小売の割合（地域別）

- 家庭用の販売量における新規小売の割合（全国11.3%）を地域別にみると、近畿での伸びが顕著。

家庭用の販売量に占める新規小売の割合（地域別）



(出所) 「ガス取引報（2017年4月～2020年6月）」（電力・ガス取引監視等委員会）より作成

# 利用メニューの多様化に向けた事業者の新たな取組

- 小売全面自由化を契機に、新規参入者の有無に関わらず、従来からの他のエネルギーとの競合等を踏まえ、新たな料金メニュー・サービスメニューの提供や、既存料金メニューの引き下げなどが行われ、**事業者の創意工夫により料金・サービスの多様化**が進んでいる。
- 小売全面自由化以降、新たな料金メニュー・サービスメニューを打ち出した事業者は125者で、当該事業者のエリアの需要家件数は、全体の約95%（※1）を占めている。

新たな料金メニュー・サービスメニューを打ち出した地域毎の事業者数（※2）

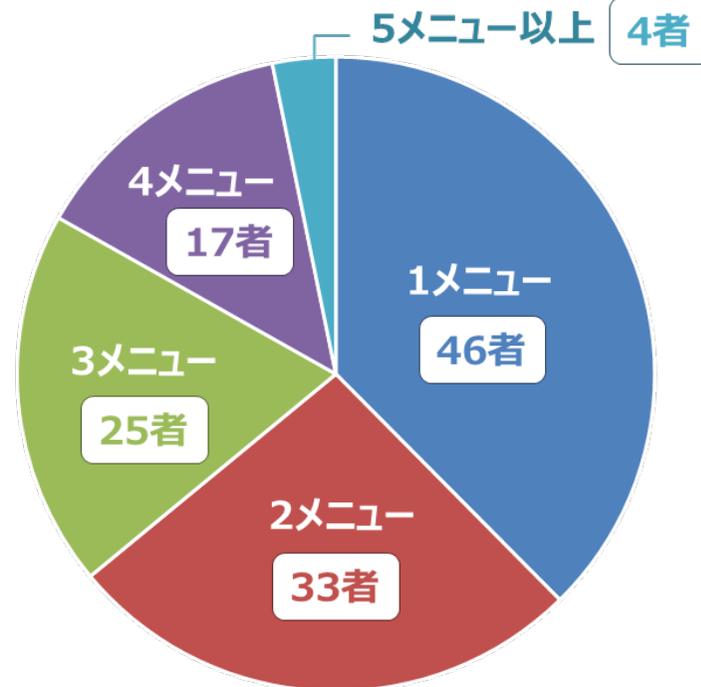
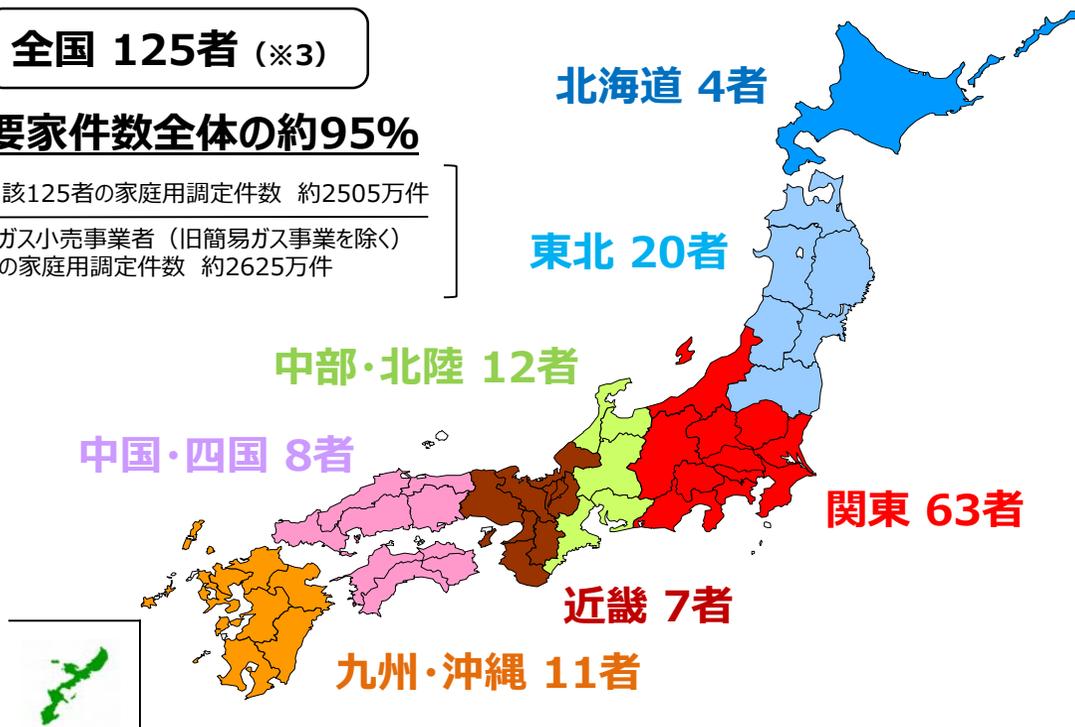
新たな料金メニュー・サービスメニュー提供数ごとの事業者数

全国 125者（※3）

需要家件数全体の約95%

当該125者の家庭用調定件数 約2505万件

=  
ガス小売事業者（旧簡易ガス事業を除く）  
の家庭用調定件数 約2625万件



（出所） 各社プレスリリース・HP等より作成

（※1） ガス小売事業者（旧簡易ガス事業を除く）の家庭用調定件数より算定（2020年7月）。

（※2） 調査対象：旧一般ガス事業者のうちガス小売事業を営む者（旧簡易ガス事業を除く）（195者）並びに自由化を契機に新たに一般家庭へ供給している35者（P11参照）のうち旧一般ガス事業者（5者）及び旧一般ガス事業者から事業譲渡等がされた者（2者）を除いた28者の計223者。

（※3） うち、旧一般ガス事業者が103者、それ以外が22者。

# 事業者が提供する新たな料金メニュー・サービスメニューの類型

- 事業者が提供する新たな料金メニューやサービスメニューには次の類型が見られる。

## 新たな料金メニュー

145メニュー

一般家庭の需要家等に新たに提供される料金メニュー

## セット割引

48メニュー

都市ガスを電気、通信サービスなど他のサービスとセットで割引価格により提供

## ポイントサービス

23サービス

都市ガスの支払料金に応じてポイントが貯まり、貯まったポイントは商品や電子マネー等へ交換可能

## 見える化サービス

8サービス

ポータルサイトで都市ガス及び電気の使用量や料金の確認を需要家が自ら行うことが可能

## 暮らしサービス

37サービス

### 駆け付けサービス

水回りや鍵、窓ガラスのトラブルなど、緊急時に対応

### 見守りサービス

都市ガスの使用状況を離れた家族へメールで通知、異変を感知した際には関係機関へ連絡

### 家事支援サービス

料理・掃除等の家事代行や水廻り・エアコン等のハウスクリーニングなど、住まいに関する支援を実施

## 電力買取サービス

5サービス

エネファームや太陽光発電で発電した電力のうち、家庭で使われず余剰となった電力を買い取り

※1社が複数のメニュー・サービスを提供する場合、それぞれをカウント。

# 新たな料金メニュー・サービスメニューの例①

- 特定のガス機器が設置された需要家専用の料金メニューや、他燃料から切替えた需要家への割引メニューなどが設けられている。また、都市ガスに加え、電気や通信などその他サービスを契約することによりガス料金が割引になるセット割引を設ける事業者も見られる。

## 新たな料金メニュー

### <旭川ガス> 子育て応援割（江別地区）

- 小学生未満の子供がいる家庭を対象に、ガス料金を3%割引。
- 江別市との協定事業として実施。

### <武州ガス> オーバー75プラン

- ガスを月75m<sup>3</sup>以上使用する場合、一般料金と比べて年間を通したガス料金が安くなる。

### <浜田ガス> WELCOMプラン

- 新たに自社の都市ガスを使用する新築戸建住宅の需要家を対象に、ガス料金を5年間10%割引。
- 他燃料から自社の都市ガスに切替えた戸建・集合住宅を対象にガス料金を5年間10%割引。

### <九州電力> 高効率給湯機・浴室暖房乾燥機割引

- ガス式厨房・給湯等及び高効率給湯機（エコジョーズ）や浴室暖房乾燥機を使用している需要家を対象にガス料金を割引。

## セット割引

### <サイサン> トリプルハッピー割

- 自社が販売する電気、宅配水を契約し、都市ガスと請求をまとめると、ガス料金を割引。

### <サーラエナジー> マイオプションG

- 都市ガスと自社グループの電気・インターネット・ケーブルTV・宅配水・ケーブルプラス電話をセットで契約すると、毎月のガス料金を定額割引。

### <河内長野ガス> スマート割料金（+KGでんき）

- 都市ガスを一定量以上使用すると一般料金より安くなる「スマート割料金」メニューを契約している需要家が電気をセットで契約すると、毎月のガス料金を3%割引（割引上限額あり）。

### <大和ガス> 大和ガスすまいる割、大和ガス光割

- 自社の都市ガスと電気、インターネットをセットで契約することで、毎月のガス料金が定率割引になる。

## 新たな料金メニュー・サービスメニューの例②

- 家庭用燃料電池（エネファーム）や太陽光発電で発電した電力のうち、利用しなかった余剰電力を買い取るサービスや、都市ガスの支払料金等に応じて貯まったポイントを他社ポイントや商品等へ交換することができるポイントサービスが設けられている。

### 電力買取サービス

#### <静岡ガス> 太陽光発電支援サービス「SHIZGASあなたにフィット」

- 太陽光発電で発電した電力のうち、利用しなかった電力（余剰電力）を買い取る。
- 基本買取単価に加え、静岡ガスグループのガス契約や電気契約状況に応じたプレミアム単価がプラスされる。
- その他、需要家の利用状況を分析し、電気、ガスを含めて、効率的なエネルギーの使用方法を提案する『最適利用提案サービス』、太陽光設備の故障診断サービス、交換・廃棄サービスを提供。

#### <日本ガス（鹿児島）> エネファーム余剰電力買取サービス

- 「エネファームtypeS」で発電(※)した電力のうち、利用しなかった電力（余剰電力）を買い取る。  
※一般的に、エネファームは家庭の電気使用量にあわせて発電するが、本サービスでは、高効率発電を維持して従来より多く発電することで余剰電力の売電が可能。
- 「エネファームtypeS」による従来の光熱費削減効果、CO<sub>2</sub>削減効果に加え、売電によってさらに経済性が高まる。
- 買い取った電気は、小売電気事業用として地域の需要家に提供するため、エネルギーの地産地消の推進に繋がる。

### ポイントサービス

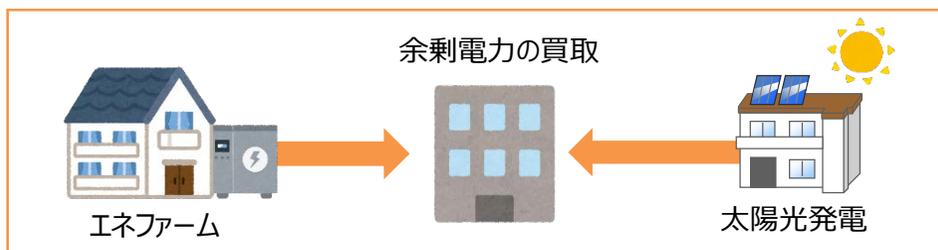
#### <関西電力> はぴeみる電

- ガス、電気料金の支払いの他、会員サイトのログインやアンケートへの回答・ミニゲームでポイントが貯まる。
- 貯まったポイントはガス・電気料金の支払への充当や、他社ポイント、商品等への交換が可能。

#### <岡山ガス> OGポイントサービス※家庭用契約の需要家が対象

- 毎月のガス料金の支払い「100円」ごとに1ポイント付与。また、アンケートへの回答やイベント来場でも付与。
- 付与されたポイントは、ショールームで利用できるクーポンや商品券、他社ポイントへの交換が可能。

#### <電力買取サービスのイメージ>



## 新たな料金メニュー・サービスメニューの例③

- ガスや電気の使用量や料金が見える化し、省エネ行動を促すサービスや、需要家との接点が多いという都市ガス事業の特徴を活かした家事代行サービスやトラブル時に自宅に駆けつけるといった暮らしサービスが設けられている。

### 見える化サービス

#### <北海道ガス> TagTag※

- ガスや電気の使用量を可視化、分析し、需要家に応じた省エネアドバイスを行う。
- 例えば、暖房を多く使用する需要家に対しては、暖房器具の効率的な使用方法等のアドバイスを実施。

#### <日本海ガス> Prego Club※

- ガス使用量・料金、契約内容の確認や、契約変更などの手続きもWebから簡単に申込が可能。
- ポイントサービスやお役立ち情報も提供。

#### <中部電力ミライズ> カテエネ※

- ガスや電気の使用量を可視化し、家族構成や家の広さなど類似した他の需要家の使用量との比較が可能。

#### <鳥取ガス> my enetopia※

- 毎月のガス・電気・通信の使用量や料金の確認の他、料金の支払い等で貯まったポイントの照会がWEB上で可能。

※会員向けウェブサービス

### 暮らしサービス

#### <石巻ガス> 高齢者見守りへの協力に関する協定※

- 高齢者宅への定例検針、ガス機器修理・取付・取外し、ガス工事、ガス定期保安点検等の際に、異変等があった場合は、自治体に連絡。（※石巻市との協定）

#### <東部ガス> ウチ住まるとサービス

- キッチン、トイレ、浴室、洗面台といった水廻りのハウスクリーニングやエアコンクリーニング、庭木剪定などの家事支援の他、リフォームや省エネ診断等のサービスを提供。

#### <東京電力EP> 生活かけつけサービス

- 電気設備、水回り、鍵、窓ガラスなどよくある生活トラブルに24時間365日対応。
- 作業費、出張費、応急処置に必要な部品代も無料。（上限あり。）

#### <宮崎ガス> 暮らしサポートクラブ

- 水廻りや窓等のトラブルの応急処置対応の他、会員に対し、ガス器具保証の延長（10年間）、優待価格での料理教室受講やハウスクリーニングを提供。

# 新規参入者による天然ガス利用方法拡大の提案

- 新規参入者が単独で、あるいは旧一般ガス事業者と連携して、ガスコージェネレーションシステムの導入等天然ガスの多様な利用方法の提案を行っている。



報道関係各位

2020年1月21日

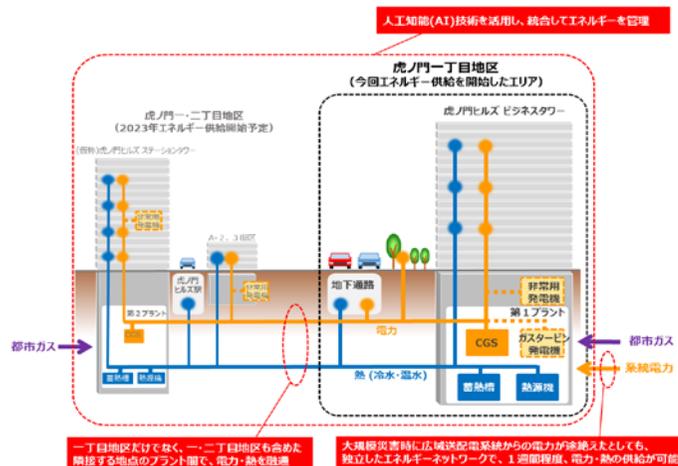
森ビル株式会社  
東京電力エナジーパートナー株式会社

## 虎ノ門一丁目地区再開発エリアにおけるエネルギー供給の開始について

森ビル株式会社（東京都港区、代表取締役社長：辻慎吾）と東京電力エナジーパートナー（東京都中央区、代表取締役社長：秋本展秀）は、共同で虎ノ門エネルギーネットワーク株式会社（東京都港区、代表取締役社長：中島慶治）を設立し、東京都港区虎ノ門を中心とした3地区※1の再開発事業において、効率的なエネルギー利用や防災性の高いエネルギー（電力・熱）供給を実現するための準備を進めてまいりました。

このたび、これら3地区のうち、「虎ノ門一丁目地区（虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー）」において、以下の特徴を備えたエネルギーの供給を開始しましたので、お知らせいたします。

### <エネルギー供給システムの概念図>



以上

出典：事業者プレスリリース

[https://www.mori.co.jp/img/article/200121\\_1.pdf](https://www.mori.co.jp/img/article/200121_1.pdf)

2019年7月8日

## 東京都西多摩郡瑞穂町地区における電力と蒸気の供給を目的とした「瑞穂町地域スマートエネルギー株式会社」の設立について

株式会社CDエナジーダイレクト  
入間ガス株式会社  
国際石油開発帝石株式会社  
株式会社トーヨーアサノ

株式会社CDエナジーダイレクト（本社：東京都中央区、社長：小津 慎治、以下「CDエナジーダイレクト」）、入間ガス株式会社（本社：埼玉県入間市、社長：深井 善次、以下「入間ガス」）、国際石油開発帝石株式会社（本社：東京都港区、社長：上田 隆之、以下「INPEX」）、株式会社トーヨーアサノ（本社：静岡県沼津市、社長：植松 泰右、以下「トーヨーアサノ」）の4社は、2019年7月に合弁会社「瑞穂町地域スマートエネルギー株式会社」を設立することを決定し、東京都西多摩郡瑞穂町地区において天然ガスコージェネレーション設備（発電設備）を設置し、電力と付随して発生する蒸気の供給を行う予定であることをお知らせいたします。なお、本事業については、省エネ・CO<sub>2</sub>削減の推進を目的とする、東京都の「スマートエネルギーエリア形成推進事業」の補助金対象事業となっており、事業開始は、2021年4月を予定しております。

CDエナジーダイレクト、入間ガス、INPEX、トーヨーアサノは、各社の経営資源、事業ノウハウを融合し、約20%の省エネ・CO<sub>2</sub>削減と地域の防災力向上に貢献できる本事業を通じ、東京都西多摩郡瑞穂町地域の発展に貢献してまいります。

（参考）本資料は、エネルギー記者会（東京）に資料配布しております。

### 【天然ガスコージェネレーション設備の概要】

発電方式	ガスエンジンコージェネレーション設備
発電出力（予定）	約1万kW
建設予定地	東京都西多摩郡瑞穂町富士山栗原新田161番1（株）トーヨーアサノ東京工場内

出典：事業者プレスリリース

[https://www.cdeditect.co.jp/assets/pdf/corpo/release/190708\\_press.pdf](https://www.cdeditect.co.jp/assets/pdf/corpo/release/190708_press.pdf)

# 目次

I. 改正法の施行の状況

**II. 法的分離に当たって支障が生じないように推進する必要がある施策**

III. 需給状況

# 法的分離に当たって支障が生じないように推進する必要がある施策について

- 改正法の附則において、導管部門の法的分離にあたっては**LNGの調達並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に支障が生じないよう必要な施策を推進するもの**とされている。
- 法的分離の対象となる3社（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）に確認を行ったところ、LNGの調達に関し、電力会社において送配電分離に伴う格付への影響がなかったことを踏まえて、分社化に起因する各社の格付への影響やそれに伴う新規の調達金利上昇、国際的な市場でのLNG調達競争力の低下等について、現時点で具体的な懸念は示されなかった。
- 他方、保安の確保については法的分離に際して課される行為規制によりの**的確な災害対応がとれなくなる懸念が表明されたため、これの解消に向けて必要な検討を行うこと**としてはどうか。

## 法的分離の対象となる3社への確認結果

### LNGの調達について

- 現時点では具体的な懸念なし。

### 保安の確保について

- 災害等の緊急時は、従来と変わらず導管事業者と、グループ内の小売・製造事業者が連携して復旧活動に取り組む必要があるものの、法的分離に際して行為規制が課されることにより、**的確な災害対応がとれなくなることを懸念**。

### 検討の方向性

- 重要インフラであるガスの安定供給の観点から、導管、小売、製造の各部門が連携して災害その他非常の場合の備えに万全を期すことは極めて重要であることから、何らかの政策的手当が必要ではないか。



# 現状の都市ガスの災害時広域応援体制

- 万が一の大規模な供給支障が発生した場合には、**都市ガス業界を挙げての応援体制を確立する事業者間連携の枠組みが既に確立**されている。
- また、導管、小売、製造の各事業者が連携して対応にあたることは極めて重要。
- 安定供給に万全を期す観点からこのような連携体制を法的分離後も維持できるような施策を検討する必要があるのではないか。

(参考) 第21回ガス安全小委員会 (2020年3月11日～18日) 資料3-1 事務局資料より抜粋

## 1. 概要

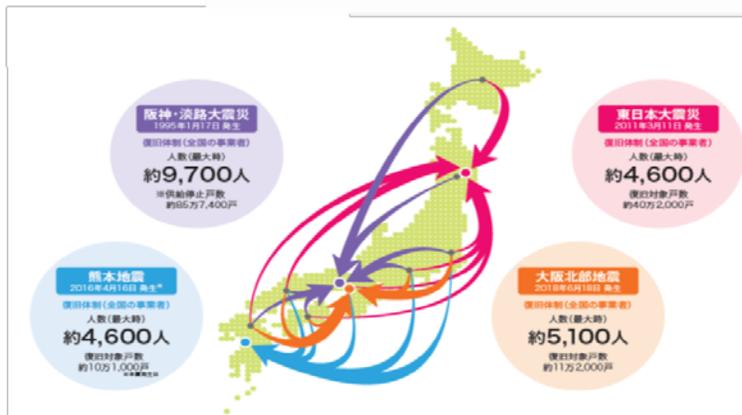
### ● 都市ガス事業における事業者間の連携

- ・ 前述の通りガス事業での被害は少なく、個別事業者での対応が中心である。
- ・ ただし、地震と同様に台風・豪雨災害についても、万が一の大規模な供給支障が発生した場合には、都市ガス業界を挙げての応援体制を確立する事業者間連携の枠組みが既に確立されている。

### 事業者間連携の枠組み

- 応援要綱: 1968年～、業界の枠組み、災害時等の相互救援を規定
- 連携協力ガイドライン: 2016年～、国の指針、自由化後の導管・小売の連携を規定

#### 『応援要綱』による救援実績例



#### 『ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン』 (平成28年7月29日経済産業省)

保安責任	事業者所有の導管	内管(需要家所有の導管)	消費機器(注1)
【保安責任】	事業者	需要家	需要家
平時	定期保安	導管	小売
	緊急保安	導管	* 小売も需要家窓口対応で連携
地震時		導管	* 小売も導管の対策本部で顧客対策隊として一体的に対応

## 政策的対応 災害等緊急時の対応に係る行為規制の例外について 1 / 2

- 2022年4月に導管部門の法的分離が実施され、併せて法的分離の対象となる一般ガス導管事業者（以下「特別一般ガス導管事業者」という。）に対して行為規制が課されることとなるが、**災害等の緊急時に、一般ガス導管事業者がグループ内の小売・製造事業者と連携して復旧活動などに取り組むことは、経済産業省令において行為規制の禁止の例外として規定することとなっているところ。**

<ガス事業法（昭和29年法律第51号）> ※2022年4月1日施行

（特別一般ガス導管事業者の禁止行為等）

第五十四条の五（略）

2 特別一般ガス導管事業者は、その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

3～5（略）

<ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）> ※改正案 ※2022年4月1日施行予定

（業務委託の禁止の例外）

第七十九条の八 法第五十四条の五第二項のガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合

二・三（略）

## 業務委託の禁止の例外についての考え方 (案)

- 改正ガス事業法が特別一般ガス導管事業者による業務委託を禁止する趣旨は、下図①～③のような行為を通じて、特別一般ガス導管事業者の中立性が損なわれることを防止するためと考えられる。
- そのため、①～③のいずれのおそれもない業務の委託 (A～Cのいずれにも該当しない業務委託) は、ガス供給事業者間の適正な競争関係の阻害のおそれがない場合として、禁止の例外としても問題ないと考えられるがどうか。(一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論)
- また、以下の場合についても、ガス供給事業者間の適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられるため、禁止の例外としても問題ないと考えられるがどうか。(一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論)

➤ 災害時の復旧対応など、非常の場合におけるやむを得ない一時的な業務委託

➤ 特別一般ガス導管事業者の子会社※への業務委託

※特別一般ガス導管事業者を通じての支配以外では、グループ内の小売・製造事業者の支配がない会社に限る

①委託を受けたグループ内の小売・製造事業者等が、その導管の業務を通じて競合他社等の情報を得て、自らの小売・製造事業に活用するおそれ



A

導管のみが知り得る情報 (小売・製造が利用できるもの) を取扱う業務の委託

②委託を受けたグループ内の小売・製造事業者等が、その導管の業務をグループ内の小売・製造事業者が有利になるよう (競合他社が不利になるよう) 実施するおそれ



B

業務の実施方法等に受託者に一定の裁量があり、小売・製造事業者の競争条件に影響を与えることができる業務の委託

③グループ内の小売・製造事業者等のみが、競争することなく収益機会を得るおそれ



C

合理的な理由がないにもかかわらず公募をせずに実施する業務の委託

※ グループ内の小売・製造事業者等との取引による不当な利益移転の防止は別途、取引条件に関する規制で担保 (前回議論)

## 政策的対応 災害等緊急時の対応に係る行為規制の例外について 2 / 2

- これまでの災害に対するガス事業者の対応等を踏まえ、特別一般ガス導管事業者が躊躇なく、迅速かつ的確に復旧活動に対応できるよう、例えば、以下のような対応は行為規制上の位置づけを「適正なガス取引に関する指針」上で明確化することとしてはどうか。

### 明確化が必要と考えられる事項（案）

#### ① 平常時の訓練・情報共有（※1）

災害等緊急時（※2）において、製造・一導・小売各事業者による一体的体制を機能させるため、平時において、一体的な体制を整備し、災害等緊急時に係る訓練や情報共有等を実施すること。

#### ② 非常災害発生前の準備行為等

供給支障に至っていないものの供給設備や製造設備等の障害により大規模な供給支障に至るおそれがある場合や、台風上陸前など供給に支障が生ずることが予測できる場合において、製造・一導・小売各事業者による一体的体制を構築すること。

#### ③ 小売・製造事業者による一般ガス導管事業者への業務支援

ガス漏れ対応、供給停止受付等のコールセンター業務、リエゾン派遣及び物資支援活動など、災害等緊急時の一導による復旧業務を、小売・製造事業者が支援し、必要な対応を行うこと。また、この業務遂行に当たって必要な情報共有を行うこと。

#### ④ 意思決定・指揮命令

災害等緊急時に、一導に応援に入った製造・小売事業者の長を兼ねる持株会社の長（社長等）が、当該一導における長の上位となり意思決定や指揮命令を行うこと。

（※1）災害時の復旧対応等、非常の場合におけるやむを得ない「一時的な」業務委託に直接的には当たらないと考えられるものの、緊急時への備えとして平時からの訓練や情報共有等が十分になされなければ、緊急時における一体的な体制の構築が困難となることが考えられるため、緊急時において一体的な体制の構築を機能させるために①を実施することは妨げられないと整理してはどうか。

（※2）「災害等緊急時」とは、各一般ガス導管事業者がその防災業務計画に基づき非常態勢をとっている場合などを想定。

## 論点① - 1 : 災害等緊急時の対応に係る行為規制の例外について

- これまでの災害の経験を踏まえれば、例えば、以下のような対応は、今後、行為規制上の位置づけを明確化しておく必要があるのではないか。
- また、今後、各大手電力会社が躊躇なく適確に復旧活動に対応できるよう、今後、これらの解釈を**ガイドライン等で明確化していく**こととしてはどうか。

### 明確化が必要と考えられる事項 (案)

(注)「災害等緊急時」とは、各一般送配電事業者がその防災業務計画に基づき非常態勢をとっている場合などを想定。

#### ① 平常時の訓練・情報共有

災害等緊急時において、発電・送配電・小売各事業者による一体的体制を機能させるため、平時において、一体的な体制を整備し、災害等緊急時に係る訓練や情報共有等を実施すること。

#### ② 非常災害発生前の準備行為等

供給支障に至っていないものの供給設備や発電設備等の障害により大規模な供給支障に至るおそれがある場合や、台風上陸前など供給に支障が生ずることが予測できる場合、落雷等による供給支障発生時等において、発電・送配電・小売各事業者による一体的体制を構築すること。

#### ③ 小売・発電事業者による送配電事業者への業務支援

停電受付等のコールセンター業務、リエゾン派遣及び物資支援活動など、災害等緊急時の送配電事業者による復旧業務を、小売・発電事業者が支援し、必要な対応を行うこと。また、この業務遂行に当たって必要な情報共有を行うこと。

### 明確化が必要と考えられる事項 (案)

#### ④他グループへの業務支援

他地域において災害等の緊急事態が発生した場合、送配電事業者と発電・小売事業者が当該地域の送配電事業者等の応援に入ること。

#### ⑤意思決定・指揮命令

災害等緊急時に、送配電事業者に応援に入った発電・小売事業者の長を兼ねる持株会社の長(社長等)が、当該送配電事業者における長の上位となり意思決定や指揮命令を行うこと。

# 目次

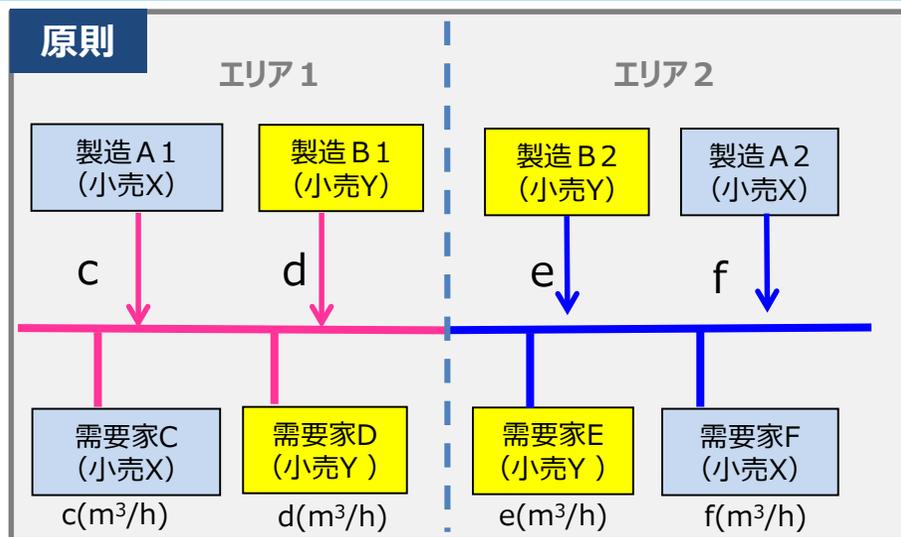
I. 改正法の施行の状況

II. 法的分離に当たって支障が生じないように推進する必要がある施策

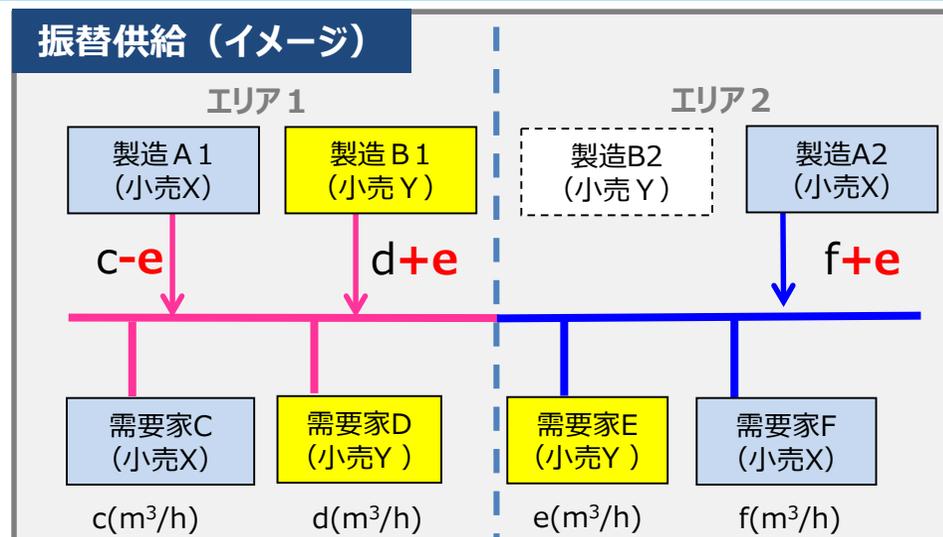
III. 需給状況

# 需給の状況総論/振替供給に関する検討

- 国内都市ガス市場全体の需給状況について、**自然災害の頻発・激甚化する昨今においても、大規模な供給支障や、需要に比して供給が極端に逼迫する事態は特段生じていない。**（需給の詳細な状況は次回検証する予定。）
- 他方で、ガス小売事業者間の活発な競争を阻害しないための振替供給について、ガスシステム改革小委員会  
でそのコストについて改正法に基づく検証過程の中で検討することとなっていること等を踏まえ、今回は振替供給の状況を検証することとしたい。
- ガス小売市場への参入にあたり、自ら獲得した需要を満たすための十分な製造設備を当該需要にガスを届けることができる適当な場所に設置することを厳格に求めた場合、活発な市場競争が阻害されるおそれがあることから、小売全面自由化後もガス導管事業者の指示に基づき、ガス小売事業者、ガス製造事業者が振替供給を実施している。（注）振替供給は複数エリアに製造設備を有するガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼさない範囲で行われる。



需要家へ物理的にガスが届く場所に製造設備を所有してガスを注入



エリア 1 のみにしか製造設備を有さない小売 Y からのエリア 2 への託送供給を実現するため、小売 X はエリア 2 での注入量を増加させ、エリア 1 での注入量を減少させるとともに、小売 Y はエリア 1 での注入量を増加

# 振替供給に関する検討

- 一般負担として整理された振替供給に係るコストは、**新規参入者の製造設備の形成状況や、一般負担として整理したことがガス小売事業者間の競争関係を過度に歪めていないか**といった視点などを踏まえて、改正ガス事業法の施行状況の検証過程の中で改めて検討することとされている。
- また小売全面自由化後3年以上が経過し、獲得需要量の拡大、商圈の広域化等を背景に、**新規参入者は新たな設備形成等獲得した需要を満たすための供給力（以下単に「供給力」という。）の確保及び確保に向けた検討**を行っている。
- そのような状況の中、新規参入者に振替供給について確認を行ったところ、いくつかの意見が提出された。
- 上記のような新規参入者の動向や新規参入者から示された意見も踏まえ、コスト負担の考え方に加えて、振替供給の現在の運用状況を確認し、必要に応じて見直しを行うこととしてはどうか。

## <適正なガス取引についての指針（平成31年1月15日）抜粋>

### Ⅲ 製造分野における適正なガス取引の在り方

#### 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

##### (2) その他製造委託等

##### イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

物理的にガスが届かないエリアへの託送供給において、従来、一般ガス事業者による振替供給（注）による対応がなされてきた。小売全面自由化後も、物理的にガスが届かないエリアへの託送供給を広く実現するためには、複数のエリアに製造設備を有するガス事業者による振替供給が不可欠であることから、ガス導管事業者から合理的な条件で振替供給を依頼されたガス事業者が、振替供給に対応することが当該ガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼさないにもかかわらず、振替供給を拒否することにより、振替供給に係る託送供給の実現を阻むことは、ガス事業法上業務改善命令（同法第20条第1項等）や業務改善勧告（同法第178条第1項）の対象となり得る。

（注）振替供給とは、託送供給依頼者が、ガスを注入する受入地点の属する払出エリア以外の払出エリアにおける需要場所に対する託送供給を希望する場合、これに応じるために、ガス導管事業者からの指示に基づき、当該託送供給依頼者以外の者が、受入地点に注入するガス量の増減調整を行うことをいう。

## 2③ 振替供給について

44

### <総論>

- 電気と異なり、ガスはその物理的特性から届く範囲には限界があるところ、**ガス小売事業者がその事業を営むに当たっては、自らの需要を満たすための十分な製造設備を、その需要にガスを届けることができる適当な場所に設置することが原則**である。
- 他方、**このような製造設備の建設を新規参入者に対しても厳格に求めることとした場合、ガス小売事業者間の活発な競争を阻害するおそれがあることから、ガス導管事業者の供給区域内の異なるエリアに複数の製造設備を有するガス小売事業者X (現在の一般ガス事業者を想定) による振替供給という行為は小売全面自由化後も引き続き必要**。
- また、**ガス事業法上、ガス導管事業者には託送供給義務が課せられていることから、エリア①にのみ製造設備を有するガス小売事業者Yから、エリア②の需要家に対してガスを供給したい旨の依頼がガス導管事業者に対してあった場合には、当該ガス導管事業者は、ガス小売事業者Xに対して振替供給を行うべき旨の指示を行うこと (振替供給を踏まえた注入計画を割り当てること) により、託送供給を実現する必要がある。**(注1)

(注1) ガス導管事業者が行う託送供給は、ガス小売事業者Xが有する製造設備の余力の範囲内で行われることから、この余力の範囲を超える託送供給の依頼がガス小売事業者Yからあった場合には、託送供給義務が履行できないことがあり得る。ただし、ガス小売事業者Xが行う振替供給は、ガス導管事業者が託送供給義務を履行するために不可欠なものであることから、ガス導管事業者からガス小売事業者Xに対して振替供給に係る依頼があった場合には、ガス小売事業者Xは、その事業遂行に支障を及ぼさない範囲内において、これに応じることを求めることとする。(ガイドライン等において担保)

### <振替供給に係るコストの考え方について>

- **ガス導管事業者が、上記の方法により託送供給を実現するに当たっては一定のコストが発生するところ (コストの考え方については次頁参照)、上記の振替供給はガス小売事業者Yのためになされるものであり、原因者を特定することが可能であることから、当該コストについては特定負担として整理し、ガス小売事業者Yに対してのみ負担を求めるという考え方もあり得る。**
- 他方、小売全面自由化後はガス小売事業者間の活発な競争が一層求められるところ、仮に上記のような整理とした場合、**新規参入者の競争条件を著しく悪化させることとなる。**
- **このため、小売全面自由化後、当分の間、振替供給に係るコストについては一般負担として整理することとし、当該コスト負担の考え方については、今後、新規参入者の製造設備の形成状況や、一般負担として整理したことが、ガス小売事業者間の競争関係を過度に歪めていないかといった視点などを踏まえて、改めて検討することとしてはどうか。**(注2)

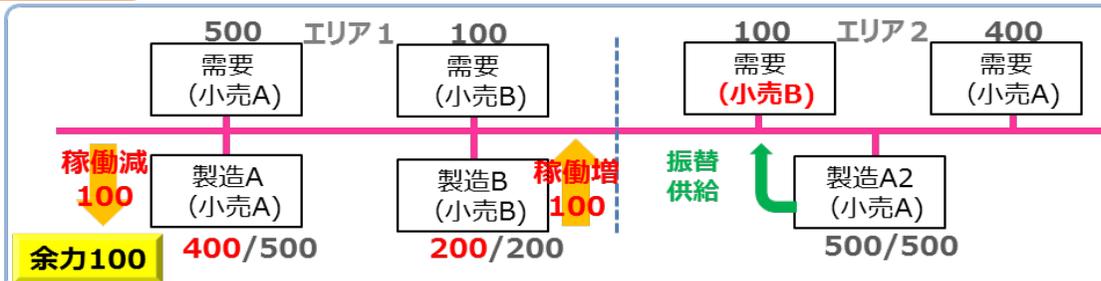
(注2) 改正ガス事業法においては、小売全面自由化後には様々な検証を実施していく旨が規定されていることから、上記の論点についても併せて検証することを想定。

## 2③ 振替供給について

### 振替供給に係るコストのイメージ

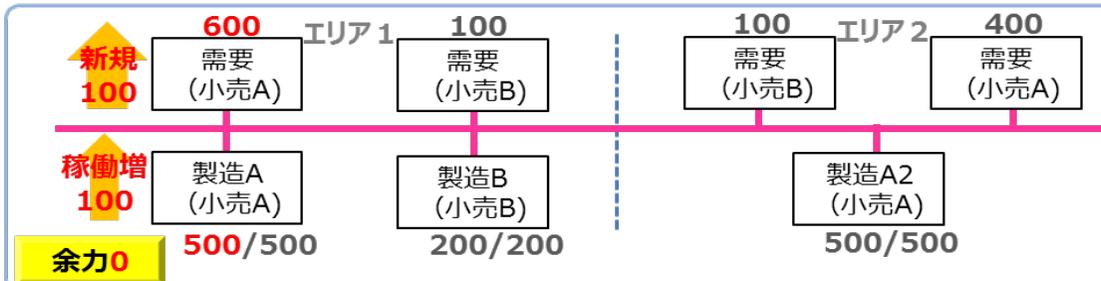
#### 【STEP 1】

エリア2において、需要100が小売A→小売Bにスイッチ。小売Bは製造Bの稼働を100増加させる一方、小売Aは製造Aの稼働を減少させるとともに、製造A2から振替供給。



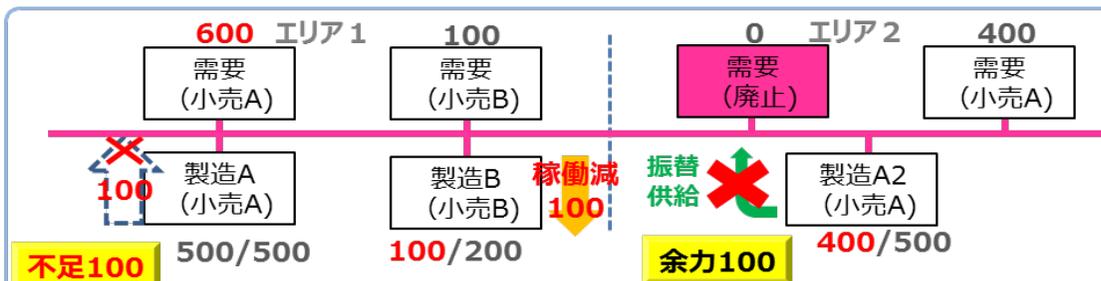
#### 【STEP 2】

エリア1において、小売Aが新規需要100を獲得。小売Aが製造Aの稼働を100増加させた結果、製造Aの余力は0となる。(小売Aは全エリアで余力0となる。)



#### 【STEP 3】

エリア2において、小売Bの需要100が廃止。その結果、小売Bが製造Bの稼働を100減少。小売Aがエリア1における安定供給を確保するためには、製造Aの稼働を100増加させる必要があるが、製造Aには余力がない。(エリア2の製造A2の余力は、エリア1では活用できない。)



- これは、STEP 2において、小売Aが製造Aの稼働を100増加させたことに起因するものであり、導管事業者はエリア全体の安定供給を確保する必要があるところ、これを実現するためには、小売Aに対して、製造Aの余力を100空けておくよう指示する必要がある。
- その結果、小売Aは製造Aの余力100を、小売事業のために活用することができないことから、導管事業者は、小売Aに対して、製造Aの余力100を、当該導管事業者が確保することに伴う費用（余力100の固定費相当分）を支払うこととなる。
- また、具体的な費用については、52頁の調整力コストを必要調整力で除したもの（製造単価）に、原価算定期間内において、振替供給を行うために確保すべき製造能力（上記の例で言えば100）を乗じたものである。

# 振替供給に係るコストの考え方

- 新規参入者の供給力の確保状況について、現在ガス小売市場には①複数ある払出エリアのうち1エリアのみで供給力を確保している者、②販売量の増加等を踏まえて他エリアでも新たに供給力を確保した者、③既に複数エリアに一定の供給力を確保した者が混在している状況にある。
- 現状振替供給コストは一般負担と整理しているが、これは**ガス小売事業者間の活発な競争を促す観点から当分の間経過措置的に行うこととされていたものであるから、ガス小売事業者間の競争が十分に確保されていると認められる段階となれば、振替供給コストは特定負担とするという考え方もあり得る。**
- しかしながら、現状振替供給コストを一般負担と整理していることが小売事業者間の競争を過度に歪めている事実は認められないこと、また、**供給力を有しないエリアへの振替供給コストを特定負担としては当該エリアへの販売活動を躊躇させ、当該エリアでの新規参入者の競争条件を相当程度悪化させることになりかねないとも考えられることから、供給力を有しないエリアへの振替供給コストは、引き続き当分の間一般負担とする**とともに、法的分離後の検証の機会に改めて検討することとしてはどうか。
- 他方、②や③の者が依頼する供給力を有するエリアへの振替供給の可否やコストはこれまで整理されていないが、どのように考えるべきか。

## 【新規参入者の供給力確保状況の類型と振替供給利用条件の現状】

	類型① 複数ある払出エリアのうち1エリアのみで 供給力確保	類型② 1エリアに加えて他エリアでも新 たらに供給力確保	類型③ 複数エリア（全エリアを除く。） で一定供給力確保	類型④ 全エリアで一定供給力確保
事業状況 (例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業草創期</li> <li>● 1エリアのみで供給力を確保して事業実施 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新エリアで製造設備建設</li> <li>● 新エリアでの都市ガス卸調達先の確保 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造設備の増強</li> <li>● 都市ガス卸調達量の増加</li> <li>● 調達先の複線化 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全てのエリアで一定供給力を確保</li> </ul>
振替供給 対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 供給力を確保していないエリア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 供給力を確保していないエリア。供給力を有するエリアは未整理</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 未整理</li> </ul>
コスト負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 供給力を確保していないエリアは一般負担。供給力を有するエリアは未整理</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 未整理</li> </ul>

## 振替供給に関する検討（新規参入者からの意見）

- 事務局で振替供給の現在の運用状況等について確認を行ったところ、新規参入者からは例えば以下のような意見が寄せられたため、それぞれについて検討することとしてはどうか。

	新規参入者から寄せられた意見
A社	<ul style="list-style-type: none"><li>● 製造設備の増強工事実施にあたり、他エリアの製造設備から、増強工事を実施する製造設備が存するエリアに対して一時的な振替供給を依頼したが、一般ガス導管事業者に柔軟に対応いただくことができなかった。</li></ul>
B社	<ul style="list-style-type: none"><li>● 振替供給可能量が開示されていないため、事業予見性が低い。</li><li>● 振替供給可能量には上限があるため、将来的にはエリアXでの販売をエリアYからの振替供給とエリアXの新規供給力を組み合わせた形で行うことも想定しているが、現行の振替供給は1つの払出エリアのみに供給力を有するケースを想定したものであることから、複数エリアに供給力を有した場合については、「議論がなされていないため一般負担による振替供給は不可」と一般ガス導管事業者から主張された。</li></ul>
C社	<ul style="list-style-type: none"><li>● 複数のエリアで供給力を有する場合に振替供給を利用可能か否かの議論がされていないが、複数エリアで供給力を有した場合に柔軟な振替供給制度の活用ができなければ、供給力確保の選択肢が減少する。</li><li>● 振替供給可能上限量の確認方法についての議論がされていない。</li></ul>



### 【検討課題（案）】

- (1) 供給力を有するエリアへの一時的・臨時的な振替供給
- (2) 振替供給可能量等の利用条件の透明性確保
- (3) 複数エリアに供給力を確保した場合の当該エリアへの一般負担での振替供給の可否

## 検討課題（1）供給力を有するエリアへの一時的・臨時的な振替供給 1 / 2

- 本論点については、第24回電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合や第2回ガス事業制度検討WGにおいて既に新規参入者から要望がなされていたところであり、一般負担で一時的・臨時的な振替供給を必要とする事由として例えば設備増強工事、供給信頼性向上工事等があげられている。
- 確かに、複数エリアに供給力を有する新規参入者が設備増強、信頼性向上工事を行う場合の一時的・臨時的な振替供給コストを一般負担として整理すれば、新規参入者が有する設備の供給能力向上、安定性向上に一定程度資するとも考えられる。

振替供給を必要とする事由（例）※	具体内容
● 設備増強工事	● 熱量調整設備の増強等
● 設備増強工事に伴う受入設備の増強工事	● 一般ガス導管への接続工事
● 供給信頼性向上工事	● 耐震性向上、停電対策等
● 受入設備の更新工事	● 定期的に行う制御装置更新工事

※ いずれも非需要期に実施する場合を想定

## 検討課題（1）供給力を有するエリアへの一時的・臨時的な振替供給 2/2

- しかしながら、これを一般負担として認めた場合、供給安定性の確保が不十分な設備を建設してまず供給を開始し、その後一般負担での振替供給を活用しながら設備の供給安定性向上を図る行為を助長することとなる可能性も否定できず、仮にそうなった場合ガス小売事業者の供給能力の確保が難しい状況にもなり得ると考えられることから、これを振替供給の対象とすることは妥当ではないのではないか。
- 仮に工事等を行う際に供給を停止する場合、振替供給の代替的な供給力確保手段として、例えば適正なガス取引に関する指針においても、新規参入者を含むガス小売事業者に対して可能な範囲で積極的に必要なガス卸供給を行うことが望ましい行為として位置付けられており、実際に相対卸契約が成立した事例もあるところ、まずは本指針に基づき事業者間の相対交渉が行われ、必要な卸供給が行われること等が期待される。

<ガス事業法（昭和29年法律第51号）>

（供給能力の確保）

第十三条 ガス小売事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、ガス小売事業者がその小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、ガスの使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、ガス小売事業者に対し、当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

<適正なガス取引についての指針（平成31年1月15日）抜粋>

II 卸売分野における適正なガス取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

適正かつ活発な卸取引を通じたガス小売事業者の活発な競争に向けて、LNGや小売供給のための原料となるガスを保有する事業者は、新規参入者を含むガス小売事業者に対して可能な範囲で積極的に必要なガスの卸供給を行うことが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

2. 大手のガス会社エリアにおける実務課題

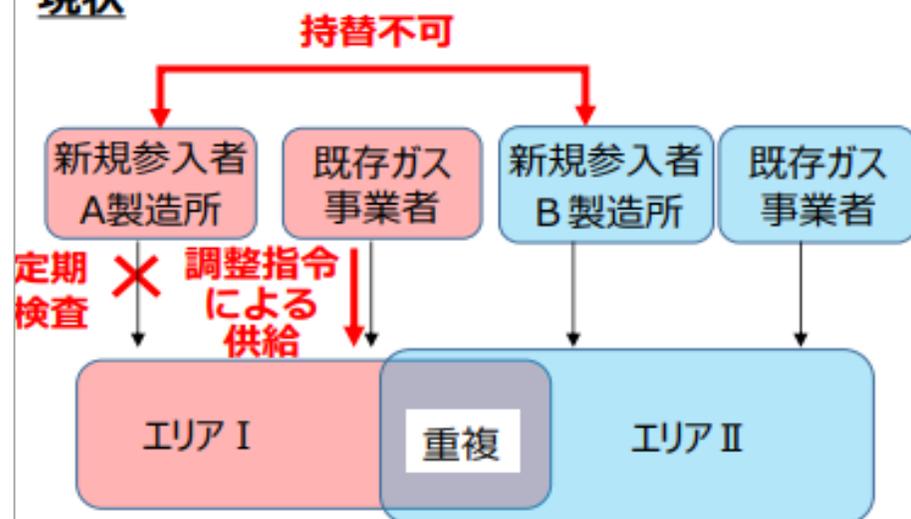
8

### 課題3 託送受入地点（製造所）の変更ができない

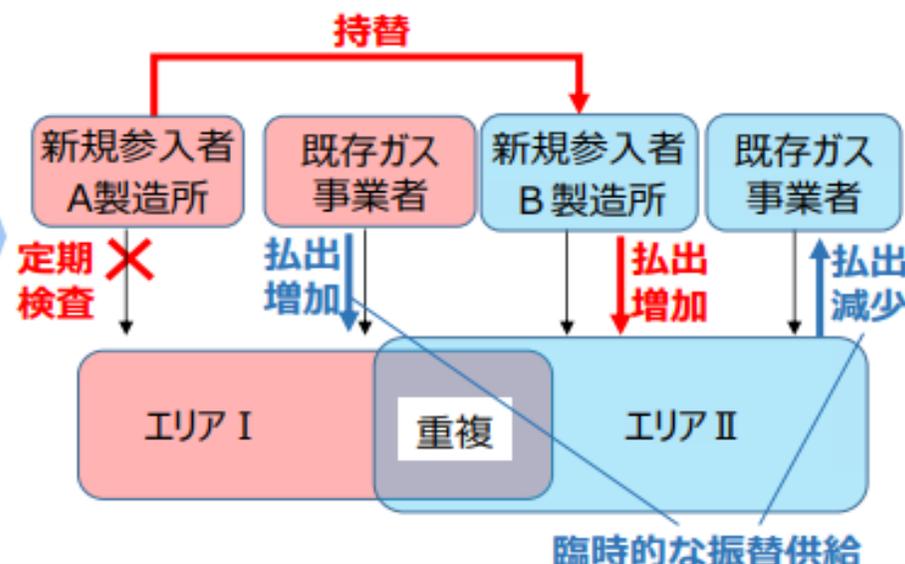
- 現状、各製造所（受入地点）から供給するエリア（払出地点）は契約上、固定され変更できない。
- 例えば、A製造所の計画的な停止期間中に限り、B製造所から供給することは認められておらず、A製造所の注入計画を遵守することができない。（結果、NW安定のため、調整指令が必要となる。）
- NWの安定および製造設備の有効活用の観点から、計画的な受入地点の変更（臨時的な需要の持替と振替供給※）を認めていただきたい。

※新制度では、製造所の属する注入グループ毎に供給可能な払出エリアが定められ、異なるエリアに供給する場合は、既存ガス会社による振替供給となる。

#### 現状



#### 改善案



## 検討課題（２） 振替供給可能量等の利用条件の透明性確保 1 / 2

- 振替供給はガス小売事業者が有する製造設備の余力の範囲内で行われることから、余力（上限量）の範囲を超える託送供給依頼があった場合にガス導管事業者はその義務を履行できない可能性がある。
- 新規参入者からは、販売戦略立案、供給力確保に向けた検討を円滑化し、事業予見可能性を確保する観点から振替供給の上限量や残量の開示を求める要望がなされているところである。
- この点適正なガス取引についての指針において、ガス導管事業者はその中立性確保の観点から託送供給の業務に関して知り得た情報を目的外利用することが禁止されているところであり、**新規参入者の事業予見可能性確保とガス導管事業の中立性確保との調和**をどのように図っていくことが適切であるか。

<ガス事業法（昭和29年法律第51号）>  
(禁止行為等)

第五十四条 一般ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者(次号及び第八十条第一項において「ガス供給事業者」という。)及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
  - 二 その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

<適正なガス取引についての指針（平成31年1月15日）抜粋>

IV 託送供給分野における適正なガス取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(2) 情報の目的外利用の禁止

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

託送供給の業務に関して知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、当該業務を行うガス導管事業者に対し、ガス事業法第54条第2項、第80条第2項による当該行為の停止又は変更の命令が発動される。ここでいう「託送供給の業務に関して知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下のような情報をいう。

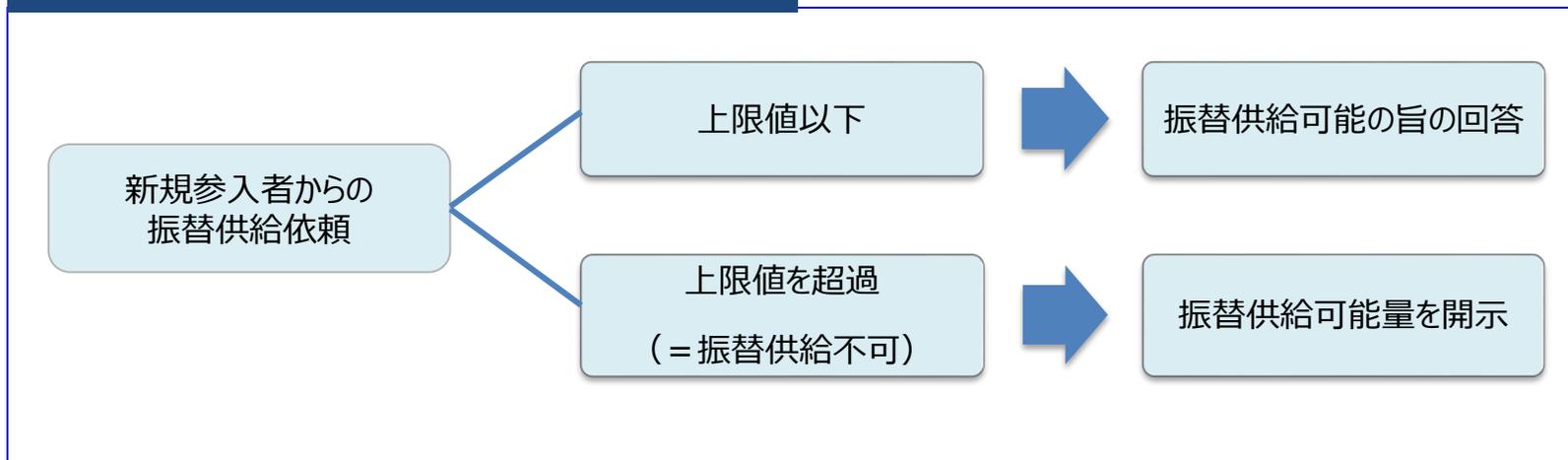
- ① 託送供給依頼者のガス供給源（契約により調達するものを含む。以下同じ。）の状況  
(略)
- ② 託送供給依頼者のガス供給条件等  
(略)
- ③ 託送供給依頼者のガスの使用者の需要動向・需要実績等  
(略)

## 検討課題（２） 振替供給可能量等の利用条件の透明性確保 2/2

- 新規参入者から振替供給依頼がなされた量が振替供給可能量の上限値内であれば、ガス導管事業者が振替供給可能である旨回答すれば新規参入者の事業予見可能性は確保される。
- 他方、振替供給依頼がなされた量が上限値を超過する場合、「振替供給不可」とであるという情報のみが開示されたのでは、新規参入者の事業予見可能性が十分に確保されるとは言えない。
- そこで、振替供給依頼がなされた量が上限値を超過する場合には、新規参入者側に不当に競争上の情報を入手する意図等が認められない限り、振替供給可能量を開示することが妥当ではないか。（※）

（※） 新規参入者が、振替供給可能量の上限値を把握することを目的として、必要とする以上の振替供給量の申込を行う場合等は振替供給可能な量を開示する必要がない。

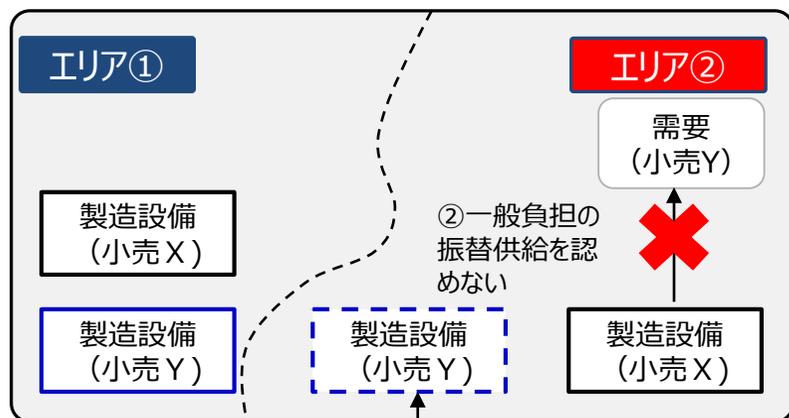
### 振替供給可能量の照会プロセス（イメージ）



### 検討課題（3）複数エリアに供給力を確保した場合の当該エリアへの一般負担での振替供給の可否 1/2

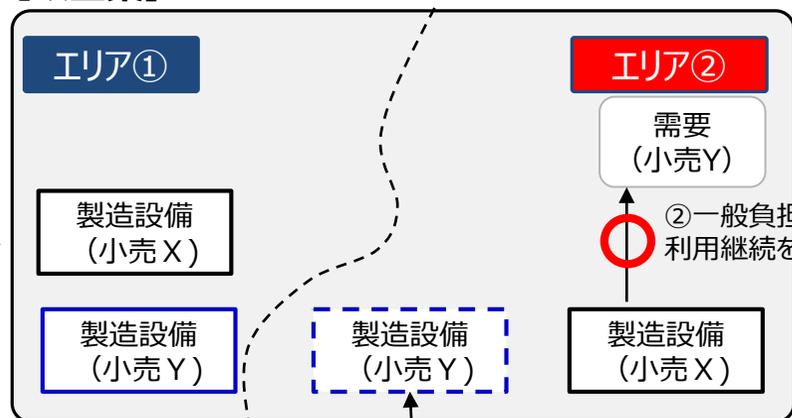
- ガス導管事業者は、ガス事業法上の託送供給義務に基づき、**エリア①にのみ供給力を有する**ガス小売事業者Yからガス導管事業者に対して、エリア②の需要家に対してガスを供給したい旨の依頼があった場合、異なるエリアに複数の製造設備を持つガス小売事業者Xに対して振替供給を行うべき旨の指示を行うことにより、託送供給を実現している。
- 小売Yがエリア②に供給力を有した場合のエリア②への一般負担での振替供給の利用可否についてはこれまで整理されておらず、エリア②の需要家への一般負担での振替供給は行われていない。
- しかしながら、前述のとおり振替供給可能量には上限が存するため、エリア①の供給力を増大させることでエリア②への供給を拡大することには一定の限界が存し、加えて供給力は段階的に立ち上がることが一般的であるところ、上記事情を踏まえ、**小売Yがエリア②で新たに確保した供給力によるガスの供給を開始した後一定期間は、エリア②で不足する供給力につきエリア①からの一般負担での振替供給を認めることとしてはどうか。**
- 上記の考え方は、エリア全体への託送料金への影響はあるものの、販売量の増大、商圈の拡大に伴って新規参入者が新たな供給力を確保し、ガス小売市場の競争を活性化することにも資するのではないか。

#### 【現行制度】



①新たな供給力を確保

#### 【改正案】



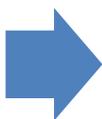
①新たな供給力を確保

## 検討課題（3）複数エリアに供給力を確保した場合の当該エリアへの一般負担での振替供給の可否 2/2

- 新規参入者が新エリアに供給力を確保した後、必要な供給力を確保するまでに必要な手続としては、まずガス導管事業者へ受入検討申込を行い、回答が得られた後に設備増強工事とともに、既存導管ネットワークの受入設備へ接続工事を実施し、ガスの導管注入を実現するという過程が一般的である。
- 上記手続に要する期間としては、旧一般ガス事業者や新規参入者が設備増強、供給開始までに要した期間についての過去の事例を踏まえると、受入検討申込への回答がなされてから**3年間**となる。
- そのため、小売Yがエリア②で新たに供給力を確保した場合に、**一般負担での振替供給の利用継続を認める期間は、例えば3年間**としてはどうか。

### 供給力増加のプロセス例（※）

供給力増加の意思決定・  
ガス導管事業者への受入検討申込



回答受領、熱調・気化設備  
の増強工事着工



ガス導管ネットワークへの接  
続・ガス供給開始

（※）受入検討申込に対する回答受領後の熱調・気化設備の増強工事とガス導管ネットワークへの接続工事は同時並行で行われることも一般的。

### 増強工事の内容と供給開始までに要した期間（例）

	増強工事内容	要した期間
A社（旧一般ガス事業者）	熱調設備、気化器増設	2年3か月
B社（旧一般ガス事業者）	熱調設備、気化器増設	2年
C社（新規参入者）	熱調設備新設	2年1か月
D社（新規参入者）	熱調設備新設	1年11か月

(参考) 過去に総合資源エネルギー調査会等で頂いた振替供給に関する委員等からのご意見

### 第28回ガスシステム改革小委員会（2016年2月5日）

- 振替供給について、一般負担とするのが「当分の間」と書いてある。「当分の間」とはどの程度を想定されているのか。確かに振替供給が必要な事業者が現時点では限られていることもあり、今回の提案について反対しない。しかしながら、今後様々な事業者が参入してきた際に、独自の都合で注入しやすい場所にどんどん勝手に製造設備を建造する一方、安定供給のために託送事業者が様々な工夫を余儀なくされ、そのコストが全部一般負担だというような状況がおこらないとは言えない。そうすると、これは託送の問題ではなくて、卸売市場の問題として、民間同士の市場取引で整理するべき問題ではないかと考える。今後、卸売市場の整備については是非早めに検討を始めていただきたい。
- 振替供給は、既存の一般ガス事業者の設備形成を前提とした上で、その維持のためのコストを既存事業者に還元するものであり、今回のエネ庁の提案では、新規参入者への配慮もあり、一般負担と整理されている。振替供給のコストは、新たに広く需要家に負担いただく費用であるため、まずは基地ごとの供給可能エリアを明確に説明いただいた上で、振替を行うために必要な余力の量、余力として空けておくべき設備の範囲を明確化していただき、透明性のあるプロセスを経て決めていただきたい。これらは新ルールの導入であるため、公の場で審査、審議がなされるものだと考えている。振替供給を行う量がどの程度なのか、導管ネットワークの安定供給を維持するために製造設備の余力の確保が必要な場合、その規模はどの程度なのか、は導管事業者によって状況が違うことを踏まえて、個別かつ厳格に審査いただきたい。設備の範囲については、振替供給に係る具体的な費用として「調整力コスト」やその元となっている「製造コスト」、こういったものが挙げられているが、これらも受入・貯蔵・気化圧送に係る設備の平均単価ではなく、本当に必要な設備に限定していただくなど、厳格に審査をいただきたい。【オブザーバー】

### 第24回電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合（2017年11月28日）

- 資料3-1の課題3(事務局注：託送受入地点（製造所）の変更ができない)のところ、他のところも実は共通だが、個別的な対応になることも不可避的に出てくる。ガスの場合にはそういう整理になった。電気のネットワークにつながる発電所の数とガスのネットワークにつながるLNG基地の数を比べれば、後者の方が圧倒的に少ない。つまり一つ一つのところで入れる量が圧倒的に多いことになるので、電気ほど柔軟な対応、一般的な対応はとても難しい。したがって、逆潮流も含めて色々なルールを一般的に整備するのは難しいので、個別に特例承認なりの形でこれから実績をあげていった後で、みえてきた一般的なルールを整備していくというステップを踏んでいくと思う。要望に一足飛びに応えるのはとても難しいと思うが、一方で課題3のようなことは、既に制度設計の最初の段階で議論されていて、エリアは一応分けるが、本来これは物理的にリジットに決まっているものではないから、柔軟に運用することを前提としてエリア分けを許容したという経緯があるので、これから個別例として、定期点検などで新規参入者が困っているという状況があったときに、受け入れ側が合理的な柔軟な対応をしてくれないことがあったとすれば、その都度言うていただきたい。それがより合理的なルール形成につながると思う。43

(参考) 過去に総合資源エネルギー調査会等で頂いた振替供給に関する委員等からのご意見

## 第2回ガス事業制度検討WG (2018年10月29日)

- 関西電力から指摘のあった製造設備のある払い出しエリアへの振替供給については、昨年11月の制度設計専門会合で電力大手3社がプレゼンテーションした際に課題提起していたものと基本的に同様と認識。委員からは個別例として柔軟に対応していく方向でコメントがあったと記憶しており、こうした意見も踏まえ関西では既存事業者にて協議が進められていると聞いている。【オブザーバー】
- 臨時的な振替供給について、自社設備からの供給を確実にするために設備増強をしていくことは事業者として必要なプロセスであるため、複数の箇所に熱調設備を置いていくことも望ましいことだと思うし、消費量を上回るような熱調設備をちゃんと設置するという努力も望ましいことだと思うが、それが出来上がるまでは、様々な過渡的措置を講じるべき。次に製造設備のある払出エリアへの振替供給について。関西電力は既に自前の製造拠点を複数箇所に保有しており、議論の前提が異なるというのはその通りで、製造設備のある払出エリアへの振替供給は議論されていない状態。この方式は、新規参入者から見るとメリットある方策の一つだが、振替供給のコストは当面の間一般負担とされており全需要家が広く負担するため、裨益者と負担者が一致しないということも考慮する必要がある。何カ月もかかるような設備増強工事の間、ずっと振替供給をするというのではなくて、工事をする上でどうしても注入の遮断が必要な数日間といった振替供給のことを前提とすると施設の拡充は公益にもかなうことから、一般負担とするという考えも十分成立すると思う。振替供給期間も念頭に置いた多面的な議論、丁寧な評価が必要。
- ガス協会からは制度的な担保はなくても柔軟に対応するということをお願いしていた。ただニーズが出てきたのはだいぶ前で、ガス協会は個社のことは知らないというのはちょっと無責任。加盟企業の行動であるため、確かに経営情報は明らかにできないが、うまくいったことを把握し、こういう場で発言していただくとありがたい。今回出てきているニーズは、短期間止めている間だけ振り替えてほしいということで、当然時期も考えて実施されるはず。恒常的な振替になると設備的にきついということはあるが、不需要期のわずかな期間であれば大丈夫ということであれば特例的に認め、恒常的に認めるということではないことをきちんと担保した上で実施するのであれば相当柔軟な対応ができると思う。結局うまくいって問題なかったという報告が出てくることを期待。